

議会の動き

市民に開かれた議会を目指して

～議会改革の取り組み～

今、なぜ議会改革なのか

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方公共団体は、国との上下・主従の関係から対等・協力の関係に制度が改正されました。

これから、地方分権が進むにつれ、受身で行われてきた自治体運営の体質を脱却して地方に与えられた権限を最大限に活かし、新しい、自立した自治体を形成していくことが求められます。

地方議会も同じように、条例の制定権や議会の権限の及ぶ範囲が大幅に拡大されたことで、議員の政策立案能力の

形成や市民への情報発信・意見の収集など、議員活動の充実が必要となってきました。

これまで、行政の追従機関との批判が多かった地方議会が同じ直接選挙で選ばれる首長に対し、市民本位の立場から監視及び評価を行い、対等な緊張関係をつくっていくことが必要なので改革を進めていきます。

議会基本条例制定後の動き

議会基本条例第4条の中に、「議会は、市民との意見交換会を開催すること」を規定しています。本年6月議会に、公民館設置条例の一部を改正

今までの議会改革の取り組み

平成18年 3月	政治倫理条例制定(議員や市三役の市政に対する倫理確立を図る)
平成19年 4月	会議録のインターネット公開(ホームページで閲覧や検索可能)
平成20年 3月	審議会等委員の議員不就任(市民参画拡充と議会の審議権発揮)
平成20年12月	議会改革検討委員会設置(議員定数や議会基本条例等を検討)
平成21年10月	議会改革検討委員会答申(議員定数2名削減、議会基本条例制定等を答申)
平成21年12月	議会改革特別委員会設置(議会基本条例案の作成)
平成22年 3月	議会基本条例制定(市民に開かれた議会のあり方を定めたもの)
平成22年 9月	本会議インターネット放映(議会・市政への関心向上を図る)
平成22年 9月	議決事件の追加(総合振興計画の基本計画を議決事項とするもの)

する議案が提出されたことを受け、担当委員会が市内7個所の校区公民館を利用されている市民の方々の意見交換会を開催し、たくさんのご意見をお聞きしました。また、9月議会においても政務調査費に関する公聴会を行いました。その他閉会中の調査として市民団体との意見交換なども行っております。



▲校区公民館での意見交換会

議会の議決事件の追加

地方自治法では、地方議会の議決を必要とする事項(議決事件)を定めています。

来年3月に10年に一度、市の将来に向けたまちづくりを実現するために最も重要な指

針となる「総合振興計画」が策定されます。その中の基本構想については議決事件ですが、構想に定めた目標を達成するための基本計画については議決事件ではありませんでした。そこで、9月議会でも市民に密接に関係する基本計画を議決事件に追加する条例を定めました。

これからも市民に開かれた議会を目指して、改革に取り組んでまいります。

インターネット放映の開始

『透明性ある開かれた議会』を目指す取り組みとして、9月議会からインターネットでの議会中継を始めました。議事録とは違う臨場感あふれるやり取りをご覧頂き、今まで以上に議会を身近に感じて頂ければと考えています。

@議会中継のアクセス方法@

- 市ホームページの「市議会」をクリック
- 「議会中継」をクリック
- 「小都市議会本会議の中継」をクリック
- 「生中継」又は「録画中継」がご覧いただけます。